

2714  
R3.12.7

特定非営利活動法人国際人材開発促進会

定 款

- ・平成15年 6月20日 設立
- ・平成15年 6月30日 登記
- ・令和 3年11月16日 定款改訂

# 特定非営利活動法人国際人材開発促進会 定款

## 第 1 章 総 則

(名 称)

第 1 条 この法人は、特定非営利活動法人国際人材開発促進会という。但しこの法人の英文の名称は、International Talent Support, その英文略称を、ITS という。

(事務所)

第 2 条 この法人は、主たる事務所を東京都板橋区中丸町55番3-802号ジュウエル城西に置く。

(目 的)

第 3 条 この法人は、日本と世界の間の人材の育成及び交流、交流の場と機会の提供、経験豊かな日本の中老年者の再活用による世界農業、会社経営、社会福祉教育などの近代化を目的とする事業を行い日本及び世界の発展に寄与する。

(特定非営利活動の種類)

第 4 条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) 国際協力の活動

(事業の種類)

第 5 条 この法人は、第3条の目的を達成するため、特定非営利活動に係る事業として次の事業を行う。

- (1) 日本と世界の学生、青年の為の教育育成交流事業
  - ①世界からの留学生のための事前研修、語学研修等
  - ②日本の青年の精神的向上を目的とした世界における労働実習及び派遣
  - ③日本の青年と世界の留学生及び技術者で日本へ受け入れる青年との友好交流会の開催
- (2) 日本と世界の技術者及び一般労働者のための研修、交流事業
  - ①世界における日本の中老年を再雇用するための選別及び事前研修会の開催及び派遣
  - ②世界の一般労働者活性化のための研修会及び交流会の開催
  - ③日本における農業生産技術の現場研修
- (3) 日本と世界の自然環境を保全するための情報収集及び情報交換事業
- (4) 日本と世界における人材開発事業のための情報収集及び情報交換事業
- (5) 世界における障害・老人福祉に関わる事業及び教育への協力事業、経済支援活動及び人的支援事業
- (6) 日本と世界の交流のための普及啓発事業

- ①機関誌の発行
  - ②ホームページの開設・運営
  - ③イベントの開催
- 2 この法人は、次のその他の事業を行う。
- (1) 世界または、日本で語学教室を開設
  - (2) 日本国内における建設事業計画に参画
- 3 前項に掲げる事業は、第1項に掲げる事業に支障のない限り行うものとし、その利益は、第1項に掲げる事業に充てるものとする。

## 第 2 章 会 員

(種 別)

- 第 6 条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動推進法（以下「法」という。）上の社員とする。
- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
  - (2) 賛助会員 この法人の目的に賛同し賛助するために入会した個人及び団体

(入 会)

- 第 7 条 会員の入会について、特に条件を定めない。
- 2 会員として入会する者は、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとする。
- 3 理事長は、前項の申し込みがあつたときは、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 4 理事長は、第2項のものの入会を認めないときは、速やかに理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

- 第 8 条 会員は総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

- 第 9 条 会員が次の各号の一つに該当する場合には、その資格を喪失する。
- (1) 退会届の提出をしたとき。
  - (2) 本人が死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は会員である団体が消滅したとき。
  - (3) 継続して1年以上会費を滞納したとき。
  - (4) 除名されたとき。

(退 会)

- 第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除 名)

第11条 会員が次の各項の一つに該当する場合は、総会の決議によりこれを除名することができる。

(抛出金品の不返還)

第12条 すでに納入した入会金、会費その他の抛出金品は、変換しない。

### 第 3 章 役 員

(種別及び定数)

第13条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 3人以上7人いない

(2) 監事 1人以上2人いない

2 理事のうち、一人を理事長とし、2人以内を副理事長とする。

(種別及び定数)

第14条 理事及び監事は、総会において選任する。

2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。

3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

4 法第20条各号のいずれかに該当する者は、この法人の役員になることができない。

5 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねてはならない。

(職 務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び総会または理事会の議決に基づき、この法人業務を執行する。

4 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(2) この法人の財産の状況を監査すること。

(3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

(4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。

(5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べること。

(任期等)

第16条 役員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠のため、又は増員により就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現認者の任期の残存期間とする。

3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第17条 理事又は漢字のうち、その定数の3分の1を超えるものが欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号の一つに該当する場合には、総会の議決により、これを解任することができる。

(1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪ええないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

2 前項の規定により、役員を解任しようとする場合は、議決の前に当該役員に弁明の機会を与えなければならない。

(報酬等)

第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲以内で報酬を受けることができる。

2 役員は、その職務を遂行するために要した費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

## 第4章 会議

(種別)

第20条 この法人の会議は、総会及び理事会の2種類とする。

2 総会は、通表総会及び臨時総会とする。

(総会の構成)

第21条 総会は、正会員をもって構成する。

(総会の権能)

第22条 総会は、以下の事項について議決する。

(1) 定款の変更

(2) 解散及び合併

(3) 事業計画及び収支予算並びにその変更

(4) 事業報告及び収支決算

(5) 役員の選任又は解任、職務及び報酬

(6) 入会金及び会費の額

(7) 借入金(その事業年度内の収支をもって償還する短期借入金を除く。第49条において同じ。)その他新たな義務の負担及び権利の放棄

- (8) 事務局の組織及び運営
- (9) その他運営に関する重要事項

(総会の開催)

第23条 通常総会は、年1回開催する。

2 臨時総会は、次の掲げる場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め、召集の請求をした時。
- (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的を記載した書面により召集の請求があった時。
- (3) 監事が第15条第4項4号の規定に基づいて召集するとき。

(総会の召集)

第24条 総会は、前条第2項第3号の場合を除いて、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2項1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集する場合には、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面により、開催の日の少なくとも5日前まで通知しなければならない。

(総会の議長)

第25条 総会議長は、その総会に出席した正会員の中から選出する。

(総会の定足数)

第26条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開催することはできない。

(総会の議決)

第27条 総会における議決事項は、第24条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 議会の議事は、この定款に規定する者のほか、出席した正会員の過半数を持って決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(総会の評決権等)

第28条 各正会員の評決権は平等なものとする。

- 2 止むを得ない理由により総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって評決し、又は他の正会員を代理人として評決を委任することができる。
- 3 前項の規定により評決した正会員は、前2条の規定の適用については出席したものとみなす。
- 4 総会の議決については、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(総会の議事録)

第29条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所

- (2) 正会員総数及び出席者数（書面表決者又は評決委任者がある場合にあつては、その数を付記すること。）
  - (3) 審議事項
  - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
  - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及び総会において選任された議事録署名人2名が、記名押印又は署名しなければならない。

（理事会の構成）

第30条 理事会は、理事をもって構成する。

（理事会の権能）

第31条 理事会は、この定款に別に定める事項のほか、次の事項を定める。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

（理事会の開催）

第32条 理事会は、次に掲げる場合に開催する。

- 2 理事長が必要と認めたとき
- 3 理事総数2分の1以上から理事会の目的である事項を記載した書面により召集の請求があつたとき。

（理事会の招集）

第33条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2号の場合にはその日から14日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面により、開催の日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。

（理事会の議長）

第34条 理事会は、理事長が招集する。

（理事会の議決）

第35条 理事会における議決事項は、第33条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところとする。

（理事会の評決権等）

第36条 各理事の評決権は、平等なものとする。

- 2 止むを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって評決することができる。

- 3 前項の規定により評決した理事は、前条の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別な利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(理事会の議事録)

第37条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
  - (2) 理事総会、出席者総数及び出席者氏名（書面評決者については、その旨を付記する事）
  - (3) 審議事項
  - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
  - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2名が、記名押印又は署名しなければならない。

## 第 5 章 資 産

(構成)

第38条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収入
- (5) 事業に伴う収入
- (6) その他の収入

(区分)

第39条 この法人の資産は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する資産、その他の事業に関する資産の2種とする。

(管理)

第40条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

## 第 6 章 会 計

(会計の原則)

第41条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行わなければならない。

(会計区分)

第42条 この法人の会計は、次のとおり区分する。

- (1) 特定非営利活動に係る事業会計
- (2) その他の事業会計

(事業年度)

第43条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び予算)

第44条 この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、毎事業年度ごとに理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第45条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出することができる。

- 2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(予備費)

第46条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

- 2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更生)

第47条 この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、毎事業年度ごとに理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(事業報告及び決算)

第48条 この法人の事業報告書、財産目録、貸借対照表及び収支計算書等決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

- 2 決算上余剰金が生じたときは、次事業年度に繰越するものとする。

(予算の追加及び更生)

第49条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借り入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

## 第7章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第50条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する軽微な事項を除いて所轄庁の認証を得なければならない。

(解 散)

第51条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の議決
  - (2) 目的とする特定非営利活動にかかわる事業の成功の不能
  - (3) 正会員の死亡
  - (4) 合併
  - (5) 破産
  - (6) 所轄庁による設立の認証の取り消し
- 2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。
- 3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第52条 この法人が解散（合併又は破産による解散を除く。）したときの残存する財産は、総会の議決に基づいて他の特定非営利活動法人に譲渡するものとする。

(合 併)

第53条 この法人が合併するときは、総会において正会員の総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

## 第 8 章 公告の方法

(公告の方法)

第54条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。

## 第 9 章 事務局

(事務局の設置)

第55条 この法人に、この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、事務局長及び職員を置く。

(職員の任免)

第56条 事務局長及び職員の任免は、理事長が行う。

(組織の運営)

第57条 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

## 第 10 章 雑 則

(細 則)

第58条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の成立当初の役員は、次のとおりとする。  
理事長 方 川利  
副理事長 松尾 小太郎  
副理事長 宮川 雄一  
理事 村井 良英  
監事 方 華  
監事 大高 裕子
- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、この法人の設立の日から平成16年6月30日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業年度は、第43条の規定に係わらず、この法人の設立の日から平成16年3月31日までとする。
- 5 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第44条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
- 6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず次に掲げる額とする。

	入 会 金	年 会 費
正 会 員 (団 体)	100,000円	100,000円
正 会 員 (個 人)	10,000円	12,000円
賛 助 会 員 (団 体)	30,000円	36,000円
賛 助 会 員 (個 人)	無し	6,000円

## 令和3年度 事業計画書

特定非営利活動法人国際人材開発促進会

## 1 事業実施の方針

令和3年度は、前年度のその他の事業②コンストラクションマネジメントパートナー業務の、継続が予定され、その財源により特定非営利活動を再活動の運びとなります。

当面その他の事業の資金運用をもとに順次、特定非営利活動を展開します。

## 2 事業の実施に関する事項

## (1) 特定非営利活動に係る事業

(事業費の総費用【4,300】千円)

定款に記載された事業名	事業内容	日時	場所	従事者人数	受益対象者範囲	受益対象者人数	事業費(千円)
(1) 日本と世界の学生、青年の為の教育育成交流事業	①世界からの留学生のための事前研修、語学研修等 ・新型コロナウイルスの鎮静化を待って、基本的な日本語の講習を行います。	令和4年 4月1月 ～随時開催	板橋区地域センター	12名	板橋区居住或いは勤務者	30人/日	1100
	②日本の青年の精神的向上を目的とした世界における労働実習及び派遣 ・新型コロナウイルスの鎮静化を待って、基本的日本風土の倫理講習会を開きます。	令和4年 4月1月 ～令和4年3月随時開催	板橋区地域センター	4名	板橋区居住或いは勤務者	30人/日	300
	③日本の青年と世界の留学生及び技術者で日本へ受け入れる青年との友好交流会の開催 ・新型コロナウイルスの鎮静化を待って、基本的地理地勢の講習会を行います。	令和4年 4月1月 ～令和4年3月随時開催	板橋区地域センター	8名	板橋区居住或いは勤務者	30人/日	200
(2) 日本と世界の技術者及び一般労働者のための研修、交流事業	①世界における日本の中高年を再雇用するための選別及び事前研修会の開催及び派遣。 ・新型コロナウイルスの鎮静化を待って、日本の産業形態の説明講習を行います。	令和4年 4月1月 ～令和4年3月随時開催	板橋区地域センター	8名	板橋区居住或いは勤務者	30人/日	200

定款に記載された事業名	事業内容	日時	場所	従事者人数	受益対象者範囲	受益対象者人数	事業費(千円)
(2) 日本と世界の技術者及び一般労働者のための研修、交流事業	②世界の一般労働者活性化のための技術習得講習会及び交流の場の開催 ・新型コロナウイルスの鎮静化を待って、留学生個々の分野の技術習得の懇話会を開きます。	令和4年 4月1月 ～令和4 年3月随 時開催	板橋区地 域センタ ー	8名	板橋区居 住或いは 勤務者	30人/日	200
	③日本における農業生産技術の現場研修 ・新型コロナウイルスの鎮静化を待って、世界で農業に役立つ日本における農業生産技術の現場研修を行います。	令和4年 4月1月 ～令和4 年3月随 時開催	板橋区地 域センタ ー	8名	板橋区居 住或いは 勤務者	30人/日	600
(3) 日本と世界の自然環境を保全するための情報収集及び情報交換事業	◎日本と世界の自然環境を保全するための情報収集及び情報交換事業 ・新型コロナウイルスの鎮静化を待って、日本の自然環境を調査し、今後あるべき保存方法を農業研修に情報発信して行きます。	令和4年 4月1月 ～令和4 年3月随 時開催	板橋区地 域センタ ー	8名	板橋区居 住或いは 勤務者	30人/日	200
(4) 日本と世界における人材開発事業のための情報収集及び情報交換事業	◎日本と世界における人材開発事業のための情報収集及び情報交換事業 ・新型コロナウイルスの鎮静化を待って、関東一円の求人状況の調査し、日本に学ぶ留学生のために各企業への人材開発を支援します。	令和4年 4月1月 ～令和4 年3月随 時開催	板橋区地 域センタ ー	8名	板橋区居 住或いは 勤務者	30人/日	500

定款に記載された事業名	事業内容	日時	場所	従事者人数	受益対象者範囲	受益対象者人数	事業費(千円)
(5) 世界における障害・老人福祉に関する事業及び教育への協力事業、経済支援活動及び人的支援事業	◎世界における障害・老人福祉に関わる事業及び教育への協力事業、経済支援活動及び人的支援事業 ・新型コロナウイルスの鎮静化を待って、板橋区内の外国人障害福祉に関わる集会、経済支援に協力していきます。	令和4年4月1月～令和4年3月随時開催	板橋区地域センター	8名	板橋区居住者又は勤務者	30人/日	200
(6) 日本と世界の交流のための普及啓発事業	①機関誌の発行 ・新型コロナウイルスの鎮静化を待って、機関誌の作製に入ります。	令和4年4月1月～令和4年3月随時開催	板橋区地域センター	8名	板橋区居住者又は勤務者	30人/日	200
	②ホームページの開設・運営 ・新型コロナウイルスの鎮静化を待って、HPの作製をする。	令和4年4月1月～令和4年3月随時開催	板橋区地域センター	8名	板橋区居住者又は勤務者	30人/日	200
	③イベントの開催 ・新型コロナウイルスの鎮静化を待って、留学生に日本の温泉を紹介します。	令和4年4月1月～令和4年3月随時開催	板橋区地域センター	8名	板橋区居住者又は勤務者	30人/日	400

(2) その他の事業

(事業費の総費用【1,600】千円)

定款に記載された事業名	事業内容	日時	場所	従事者人数	受益対象者範囲	受益対象者人数	事業費(千円)
(1) 世界または、日本で語学教室を開設	◎世界または、日本で語学教室を開設 ・新型コロナウイルスの鎮静化を待って、語学に興味のある青年・中高年対象に日本語を教えます。	令和4年4月1月～令和4年3月随時開催	板橋区地域センター	8名	板橋区居住者又は勤務者	30人/日	100

定款に記載された事業名	事業内容	日時	場所	従事者人数	受益対象者範囲	受益対象者人数	事業費(千円)
(2)日本国内における建設事業計画に参画	◎日光山日光寺建立計画に係るCMRパートナー業務 ・新型コロナウイルスの鎮静化を待って、日光市瀬尾字大ナコウ地区に建立する日光山日光寺の構築計画のConstructionパートナー業務を行います。	令和4年4月1日～令和4年3月随時開催	栃木県日光市瀬尾字大ナコウ地先	50名	板橋区居住者及び日光市民	100名	1,500

## 令和4年度事業計画書

特定非営利活動法人国際人材開発促進会

## 1 事業実施の方針

令和4年度は、前年度のその他の事業②コンストラクションマネジメントパートナー業務の、継続が予定され、その財源により特定非営利活動を再活動の運びとなります。

当面その他の事業の資金運用をもとに順次、特定非営利活動を展開します。

## 2 事業の実施に関する事項

## (1) 特定非営利活動に係る事業

(事業費の総費用【8,600】千円)

定款に記載された事業名	事業内容	日時	場所	従事者人数	受益対象者範囲	受益対象者人数	事業費(千円)
(1) 日本と世界の学生、青年の為の教育育成交流事業	①世界からの留学生のため 事前研修、語学研修等 ・新型コロナウイルスの鎮静化を待って、留学生と関東一円の歴史探訪を行います。	令和4年 4月～令和5年3月 随時開催	板橋区地域センター	12名	板橋区居住者 または 勤務者	30人/日	2,600
	②世界の一般労働者活性のため 日本の青年的精神的向上 目的とした研修会及び交流会の開催 ・新型コロナウイルスの鎮静化を待って、就業の悩み事と相談会を開きます。待って、 基本日報上の研修習会を行います。	令和4年 4月～令和5年3月 随時開催	板橋区地域センター	4名	板橋区居住者 または 勤務者	30人/日	400
	③世界の留学生及び技術者で 日本の青年と 日本が受け入れる青年との友好交流会の開催 ・新型コロナウイルスの鎮静化を待って、農業分野の生産講座を開きます。	令和4年 4月～令和5年3月 随時開催	板橋区地域センター	8名	板橋区居住者 または 勤務者	30人/日	400

定款に記載された事業名	事業内容	日時	場所	従事者人数	受益対象者範囲	受益対象者人数	事業費(千円)
(2) 日本と世界の技術者及び一般労働者のための研修、交流事業	①世界における日本の中高年を再雇用するための選別及び事前研修会開催及び派遣 ・新型コロナウイルスの鎮静化を待って、建設分野の教育講座を開きます。	令和4年4月～令和5年3月随時開催	板橋区地域センター	8名	板橋区居住或いは勤務者	30人/日	400
	②世界の一般労働者活性化のための研修会及び交流会の開催 ・新型コロナウイルスの鎮静化を待って、一般労働者の経済分野の相談会を開きます。	令和4年4月～令和5年3月随時開催	板橋区地域センター	8名	板橋区居住或いは勤務者	30人/日	2000
(3) 日本と世界の自然環境を保全するための情報収集及び情報交換事業	◎日本と世界の自然環境を保全するための情報収集及び情報交換事業 ・新型コロナウイルスの鎮静化を待って、日本の自然環境を調査し、今後あるべき保存方法を農業研修に情報発信して行きます。。	令和4年4月～令和5年3月随時開催	板橋区地域センター	8名	板橋区居住或いは勤務者	30人/日	400
(4) 日本と世界における人材開発事業	◎日本と世界における人材開発事業 ・新型コロナウイルスの鎮静化を待って、日本で就労を希望する青少年に生活の便宜を支援します。	令和4年4月～令和5年3月随時開催	板橋区地域センター	8名	板橋区居住或いは勤務者	30人/日	400

定款に記載された事業名	事業内容	日時	場所	従事者人数	受益対象者範囲	受益対象者人数	事業費(千円)
(5) 世界における障害・老人福祉に関する事業及び教育への協力事業、経済支援活動及び人的支援事業	◎世界における障害・老人福祉に関わる事業及び教育への協力事業、経済支援活動及び人的支援事業 ・新型コロナウイルスの鎮静化を待って、板橋区内の外国人障害福祉に関わる生活支援等に協力して行きます。	令和4年4月～令和5年3月随時開催	板橋区地域センター	8名	板橋区居住或いは勤務者	30人/日	1000
(6) 日本と世界の交流のための普及啓発事業	①機関誌の発行 ・新型コロナウイルスの鎮静化を待って、定期的機関誌の発行を企画します。	令和4年4月～令和5年3月随時開催	板橋区地域センター	8名	板橋区居住或いは勤務者	30人/日	400
	②ホームページの開設・運営 ・新型コロナウイルスの鎮静化を待って、ホームページの開設を行います。	令和4年4月～随時開催	板橋区地域センター	8名	板橋区居住或いは勤務者	30人/日	300
	③イベントの開催 ・新型コロナウイルスの鎮静化を待って、留学生の日本語発表会等を行います。	令和4年4月～4・4半期開催	板橋区地域センター	8名	板橋区居住或いは勤務者	30人/日	300

(2) その他の事業

(事業費の総費用【 4,200 】千円)

定款に記載された事業名	事業内容	日時	場所	従事者人数	受益対象者範囲	受益対象者人数	事業費(千円)
(1) 世界または、日本で語学教室を開設	◎世界または、日本で語学教室を開設 ・新型コロナウイルスの鎮静化を待って、語学に興味のある青年・中高年対象に交流教室を開催します	令和4年4月～令和5年3月随時開催	板橋区地域センター	8名	板橋区居住或いは勤務者	30人/日	400

## (2) その他の事業

(事業費の総費用【 4,200 】千円)

定款に記載された事業名	事業内容	日時	場所	従事者人数	受益対象者範囲	受益対象者人数	事業費(千円)
(2)日本国内における建設事業計画に参画	◎日本国内における建設事業計画に参画 ・新型コロナウイルスの鎮静化を待って、日光市瀬尾字大ナコウ地区に建立する日光山日光寺建立計画に係るCMRパートナー業務を行います	令和4年4月～令和5年3月通年	栃木県日光市瀬尾字大ナコウ地先	50名	板橋区居住者及び日光市民	600名	3800

## 令和3年度 活動予算書

## 特定非営利活動法人国際人材開発促進会

(単位：円)

科目	特定非営利活動に係る事業		その他事業		合計
	金額	小計・合計	金額	小計・合計	
<b>【A】 経常収益</b>					
1 受取会費					
正会員受取会費	200,000	200,000	0	0	200,000
賛助会員受取会費	0	0	0	0	0
2 受取寄附金					
受取寄附金	4,000,000	4,000,000	0	0	4,000,000
施設等受入評価益	300,000	300,000	0	0	300,000
3 受取助成金等					
受取補助金	0	0	0	0	0
4 事業収益					
日本国内における建設事業計画に参画	0	0	3,300,000	3,300,000	3,300,000
事業収益	0	0	0	0	0
事業収益	0	0	0	0	0
事業収益	0	0	0	0	0
5 その他の収益					
受取利息	0	0	0	0	0
<b>経常収益計</b>	<b>4,500,000</b>	<b>4,500,000</b>	<b>3,300,000</b>	<b>3,300,000</b>	<b>7,800,000</b>
<b>【B】 経常費用</b>					
1 事業費					
(1) 人件費					
給料手当	2,400,000	2,400,000	1,000,000	1,000,000	3,400,000
役員報酬	1,200,000	1,200,000	600,000	600,000	1,800,000
退職給付費用	0	0	0	0	0
福利厚生費	0	0	0	0	0
(2) その他経費					
会議費	100,000	100,000	0	0	100,000
旅費交通費	200,000	200,000	0	0	200,000
施設等評価費用	300,000	300,000	0	0	300,000
減価償却費	0	0	0	0	0
印刷製本費	100,000	100,000	0	0	100,000
<b>事業費計</b>	<b>4,300,000</b>	<b>4,300,000</b>	<b>1,600,000</b>	<b>1,600,000</b>	<b>5,900,000</b>
2 管理費					
(1) 人件費					
役員報酬	0	0	0	0	0
給料手当	600,000	600,000	0	0	600,000
退職給付費用	0	0	0	0	0
福利厚生費	0	0	0	0	0
(2) その他経費					
消耗品費	0	0	0	0	0
水道光熱費	120,000	120,000	0	0	120,000
通信運搬費	120,000	120,000	0	0	120,000
地代家賃	500,000	500,000	0	0	500,000
旅費交通費	260,000	260,000	0	0	260,000
減価償却費	0	0	0	0	0
<b>管理費計</b>	<b>1,600,000</b>	<b>1,600,000</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>1,600,000</b>
<b>経常費用計</b>	<b>5,900,000</b>	<b>5,900,000</b>	<b>1,600,000</b>	<b>1,600,000</b>	<b>7,500,000</b>
<b>当期経常増減額【A】－【B】・・・①</b>	<b>-1,400,000</b>	<b>-1,400,000</b>	<b>1,700,000</b>	<b>1,700,000</b>	<b>300,000</b>
<b>【C】 経常外収益</b>					
固定資産売却益	0	0	0	0	0
過年度損益修正益	0	0	0	0	0
<b>経常外収益計</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>
<b>【D】 経常外費用</b>					
固定資産売却損	0	0	0	0	0
災害損失	0	0	0	0	0
過年度損益修正損	0	0	0	0	0
<b>経常外費用計</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>
<b>当期経常外増減額【C】－【D】・・・②</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>
<b>経理区分振替額・・・③</b>	<b>1,700,000</b>	<b>1,700,000</b>	<b>-1,700,000</b>	<b>-1,700,000</b>	<b>0</b>
<b>税引前当期正味財産増減額①+②+③・・・④</b>	<b>300,000</b>	<b>300,000</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>300,000</b>
法人税、住民税及び事業税・・・⑤					-70,000
前期繰越正味財産額・・・⑥					10,000
<b>次期繰越正味財産額④－⑤+⑥</b>					<b>240,000</b>

令和4年度 活動予算書

特定非営利活動法人国際人材開発促進会

(単位：円)

科目	特定非営利活動に係る事業		その他事業		合計
	金額	小計・合計	金額	小計・合計	
<b>【A】 経常収益</b>					
1 受取会費					
正会員受取会費	600,000	600,000	0	0	600,000
賛助会員受取会費	6,000,000	6,000,000	0	0	6,000,000
2 受取寄附金					
受取寄附金	5,000,000	5,000,000	0	0	5,000,000
施設等受入評価益	1,000,000	1,000,000	0	0	1,000,000
3 受取助成金等					
受取補助金	0	0	0	0	0
4 事業収益					
日本国内における建設事業計画に参画	0	0	7,000,000	7,000,000	7,000,000
事業収益	0	0	0	0	0
事業収益	0	0	0	0	0
事業収益	0	0	0	0	0
5 その他の収益					
受取利息	0	0	0	0	0
<b>経常収益計</b>	<b>12,600,000</b>	<b>12,600,000</b>	<b>7,000,000</b>	<b>7,000,000</b>	<b>19,600,000</b>
<b>【B】 経常費用</b>					
1 事業費					
(1) 人件費					
給料手当	5,400,000	5,400,000	3,600,000	3,600,000	9,000,000
役員報酬	1,200,000	1,200,000	0	0	1,200,000
退職給付費用	0	0	0	0	0
福利厚生費	0	0	0	0	0
(2) その他経費					
会議費	300,000	300,000	0	0	300,000
旅費交通費	1,000,000	1,000,000	600,000	600,000	1,600,000
施設等評価費用	300,000	300,000	0	0	300,000
減価償却費	0	0	0	0	0
印刷製本費	400,000	400,000	0	0	400,000
<b>事業費計</b>	<b>8,600,000</b>	<b>8,600,000</b>	<b>4,200,000</b>	<b>4,200,000</b>	<b>12,800,000</b>
2 管理費					
(1) 人件費					
役員報酬	0	0	0	0	0
給料手当	2,400,000	2,400,000	1,000,000	1,000,000	3,400,000
退職給付費用	0	0	0	0	0
福利厚生費	1,200,000	1,200,000	0	0	1,200,000
(2) その他経費					
消耗品費	200,000	200,000	0	0	200,000
水道光熱費	0	0	0	0	0
通信運搬費	500,000	500,000	0	0	500,000
地代家賃	0	0	0	0	0
旅費交通費	600,000	600,000	600,000	600,000	1,200,000
減価償却費	0	0	0	0	0
<b>管理費計</b>	<b>4,900,000</b>	<b>4,900,000</b>	<b>1,600,000</b>	<b>1,600,000</b>	<b>6,500,000</b>
<b>経常費用計</b>	<b>13,500,000</b>	<b>13,500,000</b>	<b>5,800,000</b>	<b>5,800,000</b>	<b>19,300,000</b>
<b>当期経常増減額 【A】－【B】・・・①</b>	<b>-900,000</b>	<b>-900,000</b>	<b>1,200,000</b>	<b>1,200,000</b>	<b>300,000</b>
<b>【C】 経常外収益</b>					
固定資産売却益	0	0	0	0	0
過年度損益修正益	0	0	0	0	0
<b>経常外収益計</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>
<b>【D】 経常外費用</b>					
固定資産売却損	0	0	0	0	0
災害損失	0	0	0	0	0
過年度損益修正損	0	0	0	0	0
<b>経常外費用計</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>
<b>当期経常外増減額 【C】－【D】・・・②</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>
<b>経理区分振替額・・・③</b>	<b>1,200,000</b>	<b>1,200,000</b>	<b>-1,200,000</b>	<b>-1,200,000</b>	<b>0</b>
<b>税引前当期正味財産増減額 ①+②+③・・・④</b>	<b>300,000</b>	<b>300,000</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>300,000</b>
法人税、住民税及び事業税・・・⑤					-70,000
前期繰越正味財産額・・・⑥					240,000
<b>次期繰越正味財産額 ④－⑤+⑥</b>					<b>470,000</b>